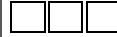


社会保障



障害基礎年金に関する次の記述のうち、適切なものを2つ選びなさい。

- 1 障害基礎年金は、障害認定日に障害等級1級又は2級の障害の状態のある者に支給される。
- 2 障害基礎年金の支給要件のうち、保険料納付要件について、初診日のある月の前々月までにおける保険料納付済期間及び保険料免除期間が加入期間の3分の2以上あること、又は初診日において60歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないことのいずれかの要件を満たさなければ支給されない。
- 3 障害等級1級の受給者に支給される障害基礎年金の額は、2級の障害基礎年金の額の1.5倍である。
- 4 障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合には、障害基礎年金の額に配偶者の加算がある。
- 5 20歳前に初診日がある障害に対して支給される障害基礎年金は、所得の額によっては、その全部又は一部の支給が停止される可能性がある。

■障害基礎年金の支給要件（原則）

次の①から③までの要件を全て満たす必要がある。

①被保険者要件（いずれか）

- ・初診日に国民年金保険の被保険者であること
- ・かつて被保険者であった者で、日本国内に住む 60 歳以上 65 歳未満の者であること

②障害要件

- ・障害認定日に障害等級 1 級又は 2 級の障害があること

③保険料納付要件（いずれか）

- ・初診日のある月の前々月までにおける保険料納付済期間及び保険料免除期間が加入期間の 3 分の 2 以上あること
- ・初診日において 65 歳未満であり、初診日のある月の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納がないこと

1 ○

選択肢の通りである。なお、障害厚生年金は、障害等級 1 級から 3 級に該当する障害の状態のある者に対して支給される。

2 ×

「直近の 1 年間に保険料の未納がないこと」という要件の対象となる年齢は、60 歳未満ではなく、65 歳未満の者である。なお、前段の保険料納付要件は選択肢の記述の通りであり、前段か後段のいずれかの要件を満たす必要がある。

3 ×

1 級の障害基礎年金の額は、2 級の障害基礎年金の額の 1.25 倍である。なお、2 級の障害基礎年金の額は、老齢基礎年金額の満額相当額と同額である。

4 ×

障害基礎年金には、配偶者加算はなく、子の加算がある。なお、障害厚生年金には、子の加算がない一方で、配偶者に対応する加算（配偶者加給年金額の加算）がある。

5 ○

選択肢の通りである。先天性の障害等により、20 歳前に初診日がある場合は、例外的に障害基礎年金が支給される（国民年金法第 30 条の 4）。この場合に限り、所得制限による支給停止がある。